

… 廃止部分

… 知事部局と重複する手当

(4) 企業局 (7手当→3手当)

現行手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	現行単価	H16支給額	見直し概要	改正後手当名	単価型
発電所集中制御業務手当	東部事務所職員	発電集中制御に関する業務	月 21,600 円 or 日 1,200 円	1,806 千円	→ 廃止		
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上 15メートル以上の足場の不安定な個所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導業務	日 220 ~ 690 円	—	支給単価見直し	特殊現場作業手当	I ~ III
発電所等管理業務手当	発電所又は工業用水施設に勤務する職員	発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	月 21,600 円 or 日 1,200 円	5,457 千円	統合 高所等作業に限定		
発電用導水路等設置作業手当	企業職員	職員が著しく足場が不安定で危険な個所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日 1,040 円	—	統合 高所等作業に限定		
工業用水送水機器操作保守業務手当	東部事務所職員及び西部事務所職員	工業用水の送水機器の困難な操作及び保守の業務	月 21,600 円 or 日 1,200 円	1,514 千円	統合 高所等作業に限定		
災害応急作業手当	企業職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間内の道路、港湾施設、ダム等において行う巡回監視</li> <li>・異常な自然現象により重大な災害が発生し、発生するおそれが顕著である、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間内の道路、港湾施設、ダム等において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査</li> </ul>	日 480 ~ 730 円	—	支給単価見直し	災害応急作業手当	II ~ III
用地交渉手当	企業職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の取得のための折衝業務</li> <li>・土地区画整理法の規定に基づく建築物等の移転、除却等のための折衝業務</li> </ul>	時間 320 円	—	支給単価見直し	用地交渉手当	II